

「外務員の登録等に関する規則」に関する細則

平 17. 6 .27 制定

平 19. 8. 28 一部改正

平 21. 2. 25 一部改正

平 22. 4. 30 一部改正

平 24. 3. 14 一部改正

平 24. 11. 22 一部改正

平 25. 7. 18 一部改正

平 27. 5. 28 一部改正

(目 的)

第1条 この細則は、「外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請会員の商号又は名称
- (2) 外務員についての次に掲げる事項
 - ① 氏名、生年月日及び性別
 - ② 役員又は従業員の別
 - ③ 外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
 - ④ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者、登録金融機関(会員以外のものを含む。)又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ⑤ 金融商品取引法(以下「法」という。)第64条の5の規定又は規則第11条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
 - ⑥ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - ⑦ 金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

第2条の2 規則第4条第2項に規定する細則で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 顧客から約定元本の一定率の証拠金等の預託を受け、原則として差金決済による外国為替の売買を行う取引
- (2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条に規定する個人向け店頭バイナリーオプション取引

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、会員代表者又は内部管理担当
外務員の登録等規則細則

役員等（「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理担当役員等をいう。以下同じ。）とする。

（審問等の手続き）

第4条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 本協会は、規則第11条第2項の規定により聴聞を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

（1） 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

（2） 不利益処分の原因となる事実

（3） 聴聞の期日及び場所

（4） 聴聞に関する事務を所掌する本協会の部署の名称

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員等の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員等が出席できない場合には、金融先物取引業務を統括する責任者（部長相当職の者をいう。）を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員等は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（登録申請書等の様式）

第5条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 外務員登録申請書 別紙様式1

（2） 外務員登録事項変更届出書 別紙様式2

（3） 登録外務員の欠格事項該当届出書 別紙様式3

（4） 登録外務員の職務廃止届出書 別紙様式4

（5） 登録申請に係る外務員が法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面（規則第7条第2項に規定する細則で定める書類） 別紙様式5

2 第1項第1号、第2号及び第4号に定める外務員登録申請書その他の様式につき、所要の記載事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により作成することができる。

3 第1項第5号に定める誓約する書面について、別紙様式5による記載が困難であるときは、別紙様式5の2と別紙様式5の3又は別紙様式5の2と別紙様式5の4を組み合わせ作成することができる。

4 登録を受けようとする外務員に係る履歴書は、当該外務員の氏名、生年月日、職歴を記載した書面とする。ただし、書面の作成が困難であるときは、所要の記載事項について電磁的方法により作成することができる。

（資格更新研修の特例）

第6条 規則第18条第1項又は第2項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（1） 規則第18条第1項又は第2項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前2年以内に本協会が実施する外務員資格試験若しくは内部管理責任者資格試験
外務員の登録等規則細則

- 験に合格した者、又は外務員資格更新研修を修了した者
- (2) 受講義務期間内に本協会が実施する外務員資格試験又は内部管理責任者資格試験に合格した者
 - (3) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。）

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 19.8.28 一部改正）

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 2 条中第 2 号ニ及びホを改正。
- (2) 第 2 条の 2 を新設。
- (3) 第 5 条第 1 項中第 5 号及び第 3 項を改正。
- (4) 別紙様式 1、別紙様式 3、別紙様式 4、別紙様式 5、別紙様式 5 の 1、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3 を改正。

附 則（平 21.2.25 一部改正）

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条を新設。
- (2) 別紙様式 1 を改正。

附 則（平 22.4.30 一部改正）

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 6 条本文及び第 1 号並びに第 2 号を改正。

附 則（平 24. 3. 14 一部改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

（注）改正条項は 別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3、別紙様式 4。

附 則（平 24. 11. 22 一部改正）

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 2 条第 2 号①から⑤を改正し、⑥及び⑦を新設。
- （2） 第 5 条第 2 項を改正。
- （3） 第 6 条第 1 号を改正。
- （4） 別紙様式 5、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3、別紙様式 5 の 4 を改正。

附 則（平 25. 7. 18 一部改正）

この改正は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 2 条の 2 を改正。

附 則（平 27. 5. 28 一部改正）

この改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 44 号）公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- （1） 第 5 条第 3 項を改正。
- （2） 別紙様式 3、別紙様式 5、別紙様式 5 の 2、別紙様式 5 の 3、別紙様式 5 の 4 を改正。

外務員登録事項変更届出書

一般社団法人 金融先物取引業協会会長 殿

届出年月日	平成 年 月 日	代表者印
会員番号		
会員名		
代表者役職氏名		

登録を受けた外務員に変更が生じたので、「外務員の登録等に関する規則」第10条第1項第1号の規定に基づき、届け出ます。

記

登録番号	変更前			変更後			変更年月日
	フリガナ 外務員氏名	役員又は 従業員の 別	生年月日	フリガナ 外務員氏名	役員又は 従業員の 別	生年月日	
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日
							年 月 日

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式3

登録外務員の欠格事項該当届出書

一般社団法人 金融先物取引業協会会長 殿

届出年月日	平成 年 月 日	代表者印
会員番号		
会員名		
代表者役職氏名		

下記の者が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでの規定に該当したことが判明したので、「外務員の登録等に関する規則」第10条第1項第2号の規定に基づき、届け出ます。

記

外務員登録番号	氏名 (フリガナ)	該当年月日
	()	年 月 日
摘 要		

添付書類

法第29条の4第1項第2号イに該当する場合

法第29条の4第1項第2号ロに該当する場合

法第29条の4第1項第2号ハ又はハに該当する場合

法第29条の4第1項第2号ニ又はホに該当する場合

法第29条の4第1項第2号ヘ又はトに該当する場合

法第29条の4第1項第2号チに該当する場合

後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面
破産決定書の写し又は破産決定の内容を記載した書面

確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

取消命令書の写し及び法人の登記事項証明書(外国の場合は、取消命令書の写し、根拠法令、登記事項証明書に相当する書面並びにこれらの訳文)

法第29条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知書の写し、金融商品取引業又は金融商品仲介業の廃止等の届出書の写し、当該廃止等について業務執行を決定する機関の決定書の写し及び登記事項証明書(外国の場合も同等の書面並びにこれらの訳文)

解任命令書の写し及び取締役会議事録又は株主総会議事録の写し(外国の場合は、解任命令書の写し、取締役会議事録又は株主総会議事録の写し並びにこれらの訳文)

連絡担当者：部 課 名

役職・氏名

電話番号

登録外務員の職務廃止届出書

一般社団法人 金融先物取引業協会会長 殿

届出年月日	平成	年	月	日	代表者印
会員番号					
会員名					
代表者役職氏名					

「外務員の登録等に関する規則」第10条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	フリガナ 外務員氏名	該当事項 ※1	該当年月日	事故報告書 提出年月日 ※2
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
	※3		年 月 日	年 月 日

(注) ※1 該当する番号を明記すること。

1. 退職 2. 人事異動 3. 死亡 4. 金融商品事故による解雇
5. その他の事由による解雇 6. 金融商品取引業廃止
7. 登録金融機関業務廃止 8. 会社解散
上記以外の場合には、事由を記載すること。

※2 届出に係る外務員に金融商品事故がある場合は、金融先物取引業務に従事する従業員等のサービスに関する規則第7条第1項に規定する事故報告書の提出年月日を記入すること。

※3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別紙様式5

誓 約 書

平成 年 月 日

(外 務 員) 氏 名 _____ 印

生 年 月 日 _____

(登録申請者) 商 号 _____

代表者氏名 _____ 印

外務員 _____ が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第66条の規定により登録されている者

以 上

別紙様式 5 の 2

誓 約 書

平成 年 月 日

(登録申請者) 商 号 _____

代表者氏名 _____ 印

別添に記載した外務員（合計 _____ 名）が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
2. 法第 64 条の 5 第 1 項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第 66 条の規定により登録されている者

以 上

No.	氏 名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面（No. 21以降の番号を付した
もの）に追加記載して、その書面を添付すること。
なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。

別紙様式5の3

誓約書

平成 年 月 日

(外務員) 氏 名 _____ 印

生年月日 _____

私は、下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第66条の規定により登録されている者

以 上

誓 約 書

平成 年 月 日

下の表に列挙した外務員は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。

記

1. 金融商品取引法（以下「法」という。）第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
2. 法第64条の5第1項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
3. 金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として現に登録されている者
4. 法第66条の規定により登録されている者

No.	氏 名	生年月日	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面（No. 11以降の番号を付したもの）に追加記載して、その書面を添付すること。

なお、各書面に記載する外務員の数は問わない。